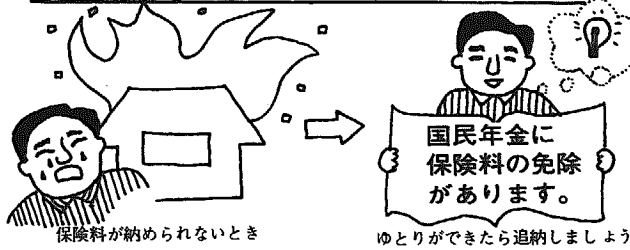


# 国民年金に免除制度



保険料が納められないとき ゆとりができたら追納しましょう

国民年金に保険料の免除があります。

①失業して、所得がない。  
②火災や風水害などにあい、被害をうけた。  
③家計が苦しい……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年度の保険料の納付を免除する制度です。

さて、免除を希望される方は、印鑑持参の上、七月三十一日までに役場住民課へ、届出ください。その申請内容が、免除の基準に該当した場合、保険料は免除されることとなります。

もし、この手続きを怠り、保険料を滞納しておくと、将来、年金がうけられないこともありま

前回は、老齢年金を請求した年齢によって、年金の支給率が変わることを説明しましたが、今回は付加保険料を納入している場合と、未納・免除期間がある場合の2例を比較してみましょう。

まず、Aさんが(大正8年4月2日生まれ)定額保険料と付加保険料をすべて納入した場合の年金額は、(例1)

①定額年金  
 $(1,300円 \times (18年 \times 12月)) \times 1.167 = 327,693円$

②特別加算  
 $(500円 \times \{300 - (18年 \times 12月)\}) \times 1.167 = 49,014円$

③付加加算  
 $200円 \times 102月 = 20,400円$

計①+②+③  
 $327,693円 + 49,014円 + 20,400円 = 397,107円$

となりますが、端数計算により年金額は、397,100円(月額33,091円)となります。

つぎに、Aさんが付加保険料を掛けないで、未納期間と免除期間がそれぞれ2年間あった場合の年金額は、(例2)

①定額年金  
 $(1,300円 \times (14年 \times 12月)) + (1,300円 \times 24 \times \frac{1}{2}) \times 1.167 = 267,009円$

②特別加算  
 $(500円 \times \{300 - (18年 \times 12月) \times \frac{168 + 24 \times \frac{1}{2}}{216}\}) \times 1.167 = 40,845円$

計①+②  
 $267,009円 + 40,845円 = 307,854円$

となり年金額は、307,900円(月額22,658円)となります。

このように、加入期間が同じであっても、免除期間や未納期間、付加保険料の有無で年金額に大きな差となりますので、保険料を滞納しないよう心掛けましょう。

老齢年金の計算式は……(その2)

②付加加算  
 $200 \times (\text{付加保険料納入月数})$

Aさんの場合

○生年月日	大正8年4月2日
○加入期間	36年4月～54年3月
○納入記録	
(例1)	
定額保険料	36年4月～54年3月
付加保険料	45年10月～54年3月
(例2)	
未納期間	36年4月～38年3月
免除期間	38年4月～40年3月
定額保険料	40年4月～54年3月

## あなたの年金額 こんな計算で……



た、いま、昭和五十四年度分(昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで)の国民年金保険料の免除申請を受けています。

国民年金の保険料免除とは、①失業して、所得がない。②火災や風水害などにあい、被害をうけた。③家計が苦しい……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年度の保険料の納付を免除する制度です。

さて、免除を希望される方は、印鑑持参の上、七月三十一日までに役場住民課へ、届出ください。その申請内容が、免除の基準に該当した場合、保険料は免除されることとなります。

もし、この手続きを怠り、保険料を滞納しておくと、将来、年金がうけられないこともありま

ので届出を忘れずに……。なお、免除をうけてから十年以内であれば、その期間は当時の保険料額で納めること(追納という)ができます。

この追納を忘れずすれば、年金額は保険料を納めた場合と同額になりますので、その後、生活にゆとりができたらぜひ追納するよう心掛けましょう。

働くことができなくなる、それに、一家の大黒柱を失えば収入がなくなる……。こんなときに、その生活の担い手(老齢年金・障害年金・母子年金)となるのが国民年金です。

しかし、万一の場合に所得保障してくれる年金も、保険料を掛け忘れていくと年金が受けられないこともありまますので、保険料は決められた期限までに必ずきちんとなめておきましょう。

第一期分の保険料の納期限がすぎましたが、もし、掛け忘れておりましたら、すぐに納入してください。

なお、金融機関の口座振替制度を利用しては、納期限の月の二十五日に保険料の振替えをいたしますので、その月の二十日頃になったら通帳の残高を確認しスムーズに振替できるようにご協力をお願いします。

### 省エネルギーのチエ

マイカー運転は経済速度で

クルマには、経済的な適正速度があります。一般道路で時速四〇キロ、高速道路では時速八〇キロ。急発進、急ブレーキを避け、できるだけゆとりなめらかな運転を心がけてください。交通安全全のために、公害を少なくするために。

期別	定額保険料	納期限
第一期分	九千九百円	五十四年六月三十日
第二期分	九千九百円	五十四年九月二十九日
第三期分	九千九百円	五十四年十一月三十日
第四期分	九千九百円	五十五年一月三十一日

(附加年金加入の方は、右の保険料に、二〇〇円プラス)



## 6月定例議会

六月定例町議会は、十八日招集され、会期六日間にわたって、国民健康保険税条例の一部改正案など、十六議案を原案どおり可決し二十三日閉会しました。

主な議案の要旨は次のとおりです。

- 一 新潟県町村人事情務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更
  - 水原郷ごみ処理組合など五つの一部事務組合を解散し、複合的の一部事務組合を設立したため。
- 一 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更
  - 上越地域消防事務組合などが加入したため。
- 一 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更
  - 水原郷ごみ処理組合など五つの一部事務組合を解散し、複合的の一部事務組合を設立したため。
- 一 新潟県消防団員等公債組合を組織する地方公共団体の数の増減および規約の変更
  - 阿賀北広域組合などが増加したため。
- 一 黒埼町農業共済事業運営協議会委員の委嘱
  - 議員の改選により欠員を生じたため、次の一号委員(議会議員)

## 十六議案を原案可決

- 一 黒埼町国民健康保険税条例の一部を改正
  - 地方税法の一部を改正する法律が公布され、賦課方法の一部改正が生じ、課税所得割額、百分の七・二を七・五に改めるなど。
- 一 黒埼町公民館条例の一部改正
  - 柳作地区公民館設置並びに公民館の名称変更の必要が生じたため。
- 一 黒埼町道路線の認定
  - 黒埼自動車免許試験場脇(山田11号線)など9路線を町道に認定。
- 一 黒埼町道路線の変更認定
  - 鳥原新田線を小平方付帯農道接続部から、高遠道路側道交差点までに変更。
- 一 昭和五十四年度一般会計補正予算(第二回)
  - 九千三百三十一万一千円を増額

- 一 出とも二十七億三千六百三十一万一千円に。
- 一 昭和五十四年度農村公園設置事業特別会計補正予算(第一回)
  - 五千八百二十五万円を増額し歳入・歳出の総額一億九千六百九十二万三千円に。
- 一 昭和五十四年度水道事業会計補正予算(第一回)
  - 昭和五十四年度ガス事業会計補正予算(第一回)
- 一 水そう付消防ポンプ自動車購入契約の締結について
  - 七百万円を超えるため議会の議決を求めるもの。随意契約により、七百二十万円
- 一 町長の専決事項の指定
  - 除雪作業並びに公用車の事故などで、その性質上迅速な処理が要請されることから、一定の範囲内で専決する。また、新潟県町村人事情務組合及び、これに類似する一部事務組合を組織する団体の数の増減及び規約の改正事項等の事件で簡易な議案の事務処理を簡素化するため。
- 一 意見書 昭和五十四年度産米政府買入価格ならびに、地域農業確立、食糧堅持等に関する意見書の提出。
  - 一 町道大野鳥原新田線(国道から電車線まで)及び、町道大野3号線(大野町真線から電車線まで)の改良舗装。 採択
  - 一 金巻、小平方部落の接点である通称清野の里道(一六〇メートル)を町道に認定。 継続審議
- 一 寺地保育所支園附近の整備 採択
- 一 昭和五十四年度産米政府買入価格ならびに地域農業の確立と食糧堅持等に関する意見書の提出 採択
- 一 鳥原新田町道裏堤防線二六〇メートルの舗装 採択
- 一 陳情・請願
  - 一 町道大野町裏線(役場前から園道までの下水路に転落防止のための施設、並しあたり防壁さく)の設置。 採択
  - 一 町道役場裏線(園道から中学校前)下水路上の歩道、自転車専用道路工事の促進。 採択
  - 一 町行政当局の中に、黒埼町商工振興協議会(仮称)の設置。 採択